

事業者支援制度

創業、新事業進出、販路開拓や雇用に関する各種補助制度をご紹介します。内容や申し込み方法などの詳細は、役場産業振興課にお問い合わせください。

【問い合わせ】役場産業振興課（TEL 35-5383）

2 企業拡充奨励金

事業規模拡大を目的に、施設の増設または移設を行う町内事業者を支援します。

■対象者

施設の増設または移設のための投資額が1千万円以上（増設の場合は増設部分のみ）で、町税および公共料金を滞納していない事業者

■奨励金の額

新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額
※固定資産税のお支払い後に奨励金の手続きが必要です。

3 創業・販路開拓支援補助金

創業や販路開拓を目指す事業者が、町商工会や金融機関などのサポートを受けて事業計画を作成し、審査で採択となった事業計画の取り組みを支援します。

■対象者

町内在住の個人事業者または町内に所在地と営業の本拠がある中小事業者

■補助金額

①創業・新しい分野への進出のための事業
＝必要経費の2分の1（上限50万円）

②販路開拓のための事業
＝必要経費の2分の1（上限20万円）

※ただし、事業承継に伴う事業と認められる場合は、必要経費の3分の2を支援します。

■募集期限

5月13日（金）

※募集期限終了後に審査会を開催し、補助対象事業者を決定する予定です。

1 雇用促進奨励金

町内に住所を有する▼シニア世代（55歳以上の人）▼子育て世代の女性（18歳までの子どもがいる女性）▼就職氷河期世代（昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた人）一を正規雇用した町内事業者を支援します。

■対象者

次の要件を全て満たす事業者

- ①町内に事業所（公的団体などは除く）を有すること
- ②雇用保険法の適用事業の事業者であること
- ③雇用促進計画を町に認定された日から6カ月以上継続雇用していること
- ④他の被雇用者を事業者の都合によって解雇していないこと
- ⑤町税および公共料金を滞納していないこと
- ⑥賃金台帳などの法定帳簿類を備え付けていること
- ⑦賃金の支払いが遅滞なく行われていること
- ⑧ハローワークなどに募集を公開していること

■対象となる被雇用者

次の要件を全て満たす町内在住者

- ①雇用保険の被保険者
- ②事業主が個人事業者の場合、事業主の三親等以内の親族でない人

■奨励金の額

1人につき20万円



7 マル経融資利子補給補助金

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）を借り入れた町内小規模事業者の支払う利子の負担を軽減します。

■補助金額

（株）日本政策金融公庫に支払った利子額の2分の1以内の額（延滞に係る利子は除く）

8 企業立地促進奨励金

町内への進出を目的に、施設を新設する事業者を支援します。

■対象者および奨励金の額

次のとおり、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額を交付します。

①施設の新設のための投資額が3千万円以上で、新規常用雇用者数が10人以上の事業者

＝新たに賦課された固定資産税の額内

②施設の新設のための投資額が3千万円以上で、新規常用雇用者数が4人以上9人以下の事業者

＝新たに賦課された固定資産税の額に3分の2の割合を乗じた額内

③施設の新設のための投資額が3千万円以上の事業者

＝新たに賦課された固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内

④申請日以前から町内に住所を有し、施設の新設のための投資額が1千万円以上で、新規常用雇用者数が1人以上の事業者

＝新たに賦課された固定資産税の額内

⑤申請日以前から町内に住所を有し、施設の新設のための投資額が1千万円以上の事業者

＝新たに賦課された固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内

※固定資産税のお支払い後に奨励金の手続きが必要です。

4 チャレンジショップ支援奨励金

空き店舗や空き家などを借りて店を開く人に対して、その賃借料の一部を補助します。

■対象者

次の要件を全て満たす人

①町内の空き店舗などで小売業、サービス業、飲食業などを開業する人（風俗関連業種など一部該当しない業種があります）

②空き店舗などの所有者と同一世帯および三親等以内の親族でない人

③町税および公共料金を滞納していない人

④商工会などの町内の公共的団体に加入している人

■奨励金の額

空き店舗などで開業する場合の賃借料（住居部分を含む）の半額を奨励金として交付
※限度額は月5万円で、交付する期間は1年間、交付は1人につき1回限りです。

5 小口融資保証料補助金

町中小企業小口融資を借り入れた町内事業者が支払う保証料の負担を軽減します。

■補助金額

県信用保証協会に納付した保証料の2分の1以内の額

6 小口融資利子補給補助金

町中小企業小口融資を借り入れた町内事業者が支払う利子の負担を軽減します。

■補助金額

金融機関に支払った利子額の2分の1以内の額（延滞に係る利子は除く）